

中東知的財産ニュースレター Vol. 109

詐欺または悪意による商標出願に対する措置： イランおよびイラク

はじめに

このニュースレターは、イランおよびイラクにおいて詐欺または悪意 (bad faith) による商標出願に対処する際に利用可能な法的手段を示したものであり、それぞれの法域がこのような出願を審査過程でどのように処理しているかを説明し、出願または登録の後で権利者が利用できる救済手段を明らかにすることを主目的としている。制度の概要を示す項目には、これらの対策措置が実際にどのように機能するかを理解する上で必要な、手続面の背景情報が記載されている。

イラン

1. 商標制度の概要

先願主義の原則

イランは先願主義の商標制度を採用している。2024年に施行された産業財産権保護法 (Industrial Property Protection Act¹；以下「2024年産業財産権法」という) に従い、商標権は登録を通じて取得される。

マルチクラス出願

イランはマルチクラス出願を認めており、産業財産権法施行規則の規定に従い、出願人は1件の出願によって一または複数の区分に属する商品または役務を指定することができる。

出願ルート

イランにおける商標保護は、以下のルートを通じて取得することができる。

- イラン知的財産センター (Intellectual Property Center of Iran) (担当部署は証書・財産登録局 (Registration Office for Deeds and Properties)) への直接出願
- イランを締約国とするマドリッド協定および同協定議定書 (マドリッド・プロトコル) に基づく国際登録

イランに適用される広域商標登録制度は存在しない。

商標権の存続期間

登録商標の保護期間は出願日から10年であり、その満了後はさらに連続10年の期間につき無制限に更新が可能である (産業財産権保護法第111条)。

¹ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/23341>

審査

商標出願は、イラン商標局（Iranian Trademark Office）による実体審査の対象となる。

審査内容には以下の要素が含まれる。

- 識別力の欠如、紛らわしい商標、公序良俗に反する商標などの絶対的拒絶理由（産業財産権保護法第 95 条および第 96 条）
- 先行商標や周知商標との抵触などの相対的拒絶理由（第 96 条(同条の注記を含む)）

詐欺または悪意による出願の処理

イランの商標法は独立した概念として「悪意」（bad faith）を定義していないが、権原の欠如、先行権利との抵触、周知商標との抵触に関する複数の規定を通じて、詐欺的な出願や不正な出願に対処している。

合法的な権原なしに取得された登録や、先行商標や周知商標と抵触する登録は、「2024 年産業財産権保護法」の第 95 条、96 条、117 条および 129 条により拒絶または無効化されることがある。これらの処分は同法の施行規則に従って実行される。

2. 商標調査の方法

イランは、イラン知的財産センター（Intellectual Property Center of Iran）が管理している公式のオンライン商標データベースへのアクセスを提供している。ただし、データベースにアクセスできるのはイラン国内に所在しているユーザーに限定されており、イラン国外では一般的に利用できない。

- **ウェブサイト：**イラン知的財産センター – 商標検索ポータル²
- **提供される情報：**
 - 登録済みの商標。審査中の出願へのアクセスは公式的には不可。イランのデータベースは、完全な出願ファイルや審査報告書へのアクセスを提供していない。
 - 区分（一または複数）
 - 出願人名/登録人名
- **サポートされている言語：**ペルシア語（ファールシー語）
- **検索機能：**
 - キーワード検索
 - 区分による検索
 - 出願人名/登録人名による検索

検索結果は単なる指針であって、公式の侵害調査（商標クリアランス）や権原評価に代わるものではない。

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

² <https://iripo.ssaa.ir/>

(1) 商標局への情報提供

2024年産業財産権保護法には、第三者が審査の過程で情報提供を提出するための正式な手続が規定されていない。したがって、問題のある出願に対する異議は、異議申立手続または登録後の手続を通じて提起しなければならない。

(2) 登録異議申立/異議申立手続

概説

イランは、正式な商標公告後の登録異議申立制度（opposition system）を設けている。商標出願が商標局（知的財産センター内の商標担当部署；略称 TMO）のポータルで公告された後、利害関係人は法に定められた期限内に登録異議申立書を提出することができる。

管轄当局

イラン知的財産センター（担当部署は産業財産権登録紛争解決委員会(Dispute Resolution Board for Industrial Property Registration)）および管轄裁判所

申立適格者

利害関係人または不利益を被った当事者

時間的な制限

商標出願に対する登録異議申立は、当該出願が前記ポータル上で公告された日から 30 日以内に行わなければならない。

申立の理由

- 先行商標との抵触
- 合法的な権原の欠如
- 周知商標の侵害

その他の関連情報

実際には、登録異議申立は裁判所での無効訴訟に速やかに移行することが多い。

(3) 無効手続

概説

裁判手続によって商標登録が無効化されることがある。

管轄当局

管轄権を有する司法裁判所（イランの裁判所）

申立適格者

あらゆる利害関係人

時間的な制限

2024年産業財産権保護法第110条によれば、利害関係人は、登録日から最長5年の期限内に、同法第95条および96条の不遵守を立証することにより、商標登録証の無効化を求めることができる。

不使用に基づく無効申立の場合、利害関係人は、商標登録日から申立書提出日の1か月前までの期間に、当該商標が連続して丸3年以上の期間にわたって使用されていなかったこと（商標権者本人による使用も使用権者を通じての使用も存在しなかったこと）を立証しなければならない。ただし、当該商標の使用が不可抗力により妨げられた場合はこの限りではない。

申立の理由

- 2024年産業財産権保護法の第95条または96条に違反した登録
- 連続3年間にわたる真正な使用の不存在（不可抗力に関する例外規定あり）

上訴の手順

裁判所の判決に不服がある場合の上訴はイランの訴訟法に従う。

(4) 不使用による取消手続

概説

2024年産業財産権保護法の第110条に基づき、不使用は登録商標の司法的無効化を求める理由となる。

管轄当局

管轄権を有する司法裁判所（イランの裁判所）

申立適格者

あらゆる利害関係人

時間的な制限

商標登録日から申立書提出日の1か月前までの期間に、商標権者本人による使用か使用権者による使用かを問わず、当該商標が連続して丸3年間にわたって使用されていなかったことが要件となる。ただし、不使用の正当な理由（不可抗力）が存在する場合はこの限りではない。

その他の関連情報

使用の意図のない商標の投機的出願が行われた場合、不使用による取消がしばしば援用される。

(5) 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続

商標権者の作為または不作為の結果として商標が誤認惹起的または欺罔的な標章となるか、識別力を持たない普通名称となるか、公序良俗に反する標章となった場合にも、2024年産業財産権保護法および同法施行規則に従って登録商標の取消や無効化が行われることがある。

イラク

1. 商標制度の概要

先願主義の原則

イラクは先願主義の商標制度を採用している。「商標および商用データに関する 1957 年法律第 21 号」(Law No. (21) of 1957 on Trademarks and Commercial Data³) の改正法 (以下「イラク商標法」という) に従い、商標権は登録を通じて取得され、登録された商標は登録人の財産と見なされる (第 3 条)。

制定法上の例外規定に該当する場合を除き、登録後の商標使用期間が連続 5 年に達して以降、商標権は不可争の権利となる (第 3 条)。

マルチクラス出願

イラク商標法はマルチクラス出願を認めており、ニース分類に従い、1 件の出願によって一または複数の区分に属する商品または役務を指定することができる (第 7 条)。

出願ルート

イラクにおける商標保護は、以下のルートを通じて取得することができる。

- イラク商標局 (Iraqi Trademark Office) への直接出願 (商標局はイラク鉱工業省 (Ministry of Industry and Minerals) の商標部門)

イラクはマドリッド協定にも同協定議定書にも加入していないため、国際登録は利用できない。

商標権の存続期間

登録商標の保護期間は登録日から 10 年であり、その満了後はさらに連続 10 年の期間につき無制限に更新が可能である (第 20 条)。

審査

商標出願は、登録官による実体審査の対象となる。

審査内容には以下のような要素が含まれる。

- 識別力の欠如、紛らわしい商標、公序良俗違反などの絶対的拒絶理由 (第 5 条)
- 先行登録商標および周知商標との抵触などの相対的拒絶理由 (第 4 条の 2 および第 5 条(8))

詐欺または悪意による出願の処理

イラク商標法は「悪意」(bad faith) を明示的に規定していないが、不当表示、欺罔、詐欺による登録取得に関する複数の規定を通じて、詐欺行為や不正行為に対処している。

³ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21933>

詐欺的な手段により取得された登録、法に違反する登録、商品または役務の出所について公衆を欺罔する恐れのある登録は、拒絶または取消の対象となりうる（第 5 条(7)、第 21 条(2)(c)および第 24 条）。

2. 商標調査の方法

イラクは紙媒体による行政文書の形で商標登録簿を作成しており、登録簿は鉱工業省によって保管されている。

- **公式のアクセス：**申請に基づく登録簿の閲覧・利用が可能
- **提供される情報：**
 - 登録の現状
 - 商標権者
 - 商品および役務
 - 登録と更新の詳細

オンライン検索の機能は制限されているため、通常、侵害調査（クリアランス調査）には現地での記録閲覧が必須となる。

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

(1) 商標局への情報提供

イラク商標法では、第三者が審査の過程で情報提供を提出するための正式な手続が規定されていない。したがって、異議申立手続または登録後の手続を通じて対処しなければならない。

(2) 異議申立手続

概説

承認された商標出願は官報（Official Gazette）により公告され、異議申立の対象となる。

管轄当局

商標登録官

申立適格者

あらゆる利害関係人

時間的な制限

異議申立は、最新の公告日から 90 日以内に行わなければならない（第 11 条）。

申立の理由

- 先行登録商標との抵触
- 混同可能性
- 誤認惹起的または欺罔的な特徴
- 周知商標の侵害

上訴の手順

登録官の決定に不服がある場合、決定が通知された日から 30 日以内に管轄裁判所に不服を申し立てることができる（第 10 条）。

その他の関連情報

異議申立手続は紙媒体の文書に基づいて進められるため、手続的な遅延が生じることがある。

(3) 無効/取消手続

概説

商標登録は訴訟を通じて取り消されることがある。

管轄当局

第一審裁判所

申立適格者

あらゆる利害関係人

時間的な制限

一般に、取消訴訟は登録から 5 年以内に提起しなければならない。ただし、以下の例外規定が存在する。

- 登録が詐欺的手段により取得された場合
- 商標が誤認惹起的または欺罔的なものである場合（第 21 条）

申立の理由

- 詐欺により取得されるか法に違反して取得された登録
- 欺罔的または誤認惹起的な使用
- 先行商標との抵触

上訴の手順

判決に不服がある場合、イラクの訴訟法に従って上訴を提起することができる。

(4) 不使用による取消手続

概説

商標登録は不使用によって取り消されることがある。

管轄当局

第一審裁判所

申立適格者

あらゆる利害関係人

時間的な制限

連続 3 年間の不使用。ただし、商標権者の管理能力を超えた事由によって不使用が正当化される場合はこの限りではない（第 21 条(2)(d)）。

その他の関連情報

防衛的登録または投機的登録に関わる事案では、不使用による取消が援用されるのが普通である。

(5) 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続

イラク商標法は、悪意による侵害について刑事的な制裁を定めている。悪意による登録商標の偽造、故意の模倣および使用等の行為に対しては、禁錮刑および罰金刑が科される（第 35 条）。

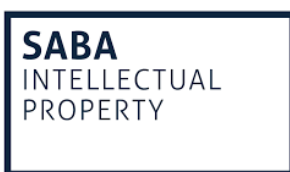
さらに、裁判所は侵害品の押収・廃棄および判決の公表を命じることができる。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 109

[著者]

Saba Intellectual Property



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2026年4月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。